

（問題紙）

次の問題文を読み、設問に答えなさい。ただし、特別法違反の点を除く。

[問題文]

1. A大学に在籍する甲（20歳）は、塾講師のアルバイトの一環として塾生募集の広告チラシ配りをしていたところ、2024年5月7日（以下、月日はすべて2024年のもの）午後3時頃、名古屋市B区C町所在のマンションD（以下「D」とする）において、同マンションの居住者が建物入口の自動ドアを解錠して中に入るのに合わせてDのエントランスホールに立ち入り、集合ポストの各ボックスに広告チラシを投函したうえ、廊下、エレベータなどの共用部分を通して、各居室のドアポストに広告チラシを投函した。Dの共用部分は、「マンションD管理組合」（以下「D管理組合」とする）が管理しており、前記建物入口の自動ドア付近には、D管理組合名義で「商用ビラ、セールスお断り」という掲示があった。甲もこの掲示の存在を認識しつつ、上記行為に及んだ。帰り際、甲は、上記行為を目撃していた住人Eから咎められたため、ただちにDを後にした。
2. 住人Eに咎められたことに腹を立てた甲は、アルバイト先の同僚であり同様に住人Eに咎められたことのある乙（20歳）に対し、電話で、「Eの住んでいるDに落書きしに行こう」と誘い、翌8日午前2時頃、幅員約7メートルの人通りのある公道に接した、Dの敷地内にあるごみ集積所（高さ約3メートル、幅約3メートル、奥行き約1メートルのコンクリート製の独立の構造物で、3方の壁によって屋根が支えられ、開口部には鉄製の格子扉がある。Dの居住区の建物からは約15メートル離れた位置にあり、開口部は公道側を向いている。週に3回ゴミ清掃業者が立ち入るほか、毎朝1回、管理人が清掃を行っている。）に赴き、甲が持参したラッカースプレー2つをそれぞれ手に取り、甲と乙で、同集積所の外側の各壁面にラッカースプレーで「バカ」、「アホ」とそれぞれ大書した（この落書きについて、後日、D管理組合はその消去を業者に依頼し、消去が完了したが、その費用として約10万円を支出した。）。
3. 住人Eに対する怒りのおさまらない甲は、同8日午前3時頃、喫煙者であった乙からライターを借り受け、前記ごみ集積所内に積み置かれていた古紙に同ライターで火を着けようとライターを点火した。単にたばこを吸いたくなかったから自分からライターを借りたのだと考えていた乙は、これを見て怖くなり、「もう一緒にいられない。先に帰る。」と甲に告げ、甲の「分かった。」という返事を聞いたうえでその場から立ち去った。
4. 甲は、乙が立ち去った後、前記ごみ集積所内に積み置かれていた古紙に同ライターで火を着けた。その炎は屋根にまで達し、開口部から外に出る程度にまで古紙は燃え上がったが、通行人の通報により駆けつけた消防隊により消火された。これにより、同集積所の床と屋根に焦げ跡が付いたほか、格子扉の塗装が焦げたが、火が同集積所の一部に燃え移って独立に燃焼を継続する状態にはならなかった。また、炎が周囲の建造物に延焼する危険はなかった。甲も、着火によって古紙類が燃えるだけで、同集積所や他の建造物に火が移ることはないだろうと考えていた。

設問Ⅰ 甲の罪責を論じなさい。

設問Ⅱ 乙の罪責を論じなさい。

（問題紙）

以下の文章（フィクション）を読み、【設問】に答えなさい。

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（薬機法）は、薬局開設者又は店舗販売業者に、「医薬品」のうち「要指導医薬品」の販売又は授与をする場合には、いわゆる「かぜ薬」も含めて、薬剤師に対面による情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を義務づけている。

国は、要指導医薬品は医薬品としての安全性の評価が確定していないものであり、対面で情報提供及び指導を行ってこそ、そこでの直接のやり取りや会話のなかで、購入希望者の反応、雰囲気、状況等を踏まえた柔軟な対応ができるとしている。そこで、要指導医薬品の使用者の健康被害を防ぐという観点から、このような制度となっていると説明している。

なお、20xx年時点で、オンライン販売（郵便販売）が可能な「一般用医薬品」は1万品目程度である。それに対し、要指導医薬品に該当する医薬品は、劇薬を除くと、おおよそ15品目程度で推移している。医薬品全体の市場規模は9500億円程度であり、そのうち要指導医薬品の市場規模は30億円から50億円程度となっている。

Xは以前より「一般用医薬品」をオンライン販売してきたが、「要指導医薬品」のオンライン販売も希望している。そこで、「要指導医薬品」をオンラインで販売できる地位の確認を求めて、国（Y）を被告として訴訟を提起した。

【設問】

あなたがXの代理人であるとして、どのような憲法上の主張をするかを、Yの反論を想定しながら論じなさい。

（問題紙）

次の〔設例〕を読んで、〔問題1〕から〔問題4〕に答えなさい。

〔設例〕

Y株式会社（以下、「Y社」という）は、直近の事業年度に係る貸借対照表において、資本金を100億円とし、3月末日を事業年度の終了日とする東京証券取引所にその株式を上場する会社である。監査等委員会、指名委員会等は、設置されていない。また、取締役の任期については、定款に特別な定めはない。

Y社は、2023年6月の第146回定時株主総会（以下、「第146回定時株主総会」という）終結時をもって、常勤監査役Aおよび非常勤の社外監査役Bを除く2名の監査役が任期満了によって退任するので、2022年度定時株主総会において、Y社の顧問弁護士C、および第146回定時株主総会終結時をもってY社の取締役を退任したDを新たな監査役として選任した。このうち、Cは社外監査役として選任された。

また、Aは、2021年6月に開催されたY社の取引先であるZ株式会社（以下「Z社」のという）の定時株主総会において、取締役に選任されていたところ、Z社は2023年10月にY社の子会社となった。しかし、Aは、現在においてもZ社の取締役を辞任していない。

2024年6月の第147回定時株主総会では、2023年度の計算書類の内容が報告され、その後、剰余金配当に関する議案が付議され賛成多数で承認された（以下、「本件株主総会決議」という）。

なお、Y社の2023年度の計算書類は、Y社の監査役の監査および会計監査人の監査を受け、その内容が取締役会へ報告されて、その承認を受けていた。その取締役会の承認を受けた計算書類は、「法令及び定款に従い株式会社の財産及び損益の状況を正しく表示しているものとして法務省令で定める要件」（会社法439条）に該当している。

〔問題1〕 AがZ社の取締役に就任すること、および就任していることについて、会社法上の問題があるかを説明しなさい。

〔問題2〕 CがY社の社外監査役に就任することについて、会社法上の問題があるかを説明しなさい。

〔問題3〕 Y社の監査役らが行ったY社の2023年度計算書類の監査に関する監査役および監査役会の監査報告に法的瑕疵があるかを説明しなさい。

〔問題4〕 Y社の株主Xが、A、C、Dの監査役としての資格に問題があるとして、本件株主総会決議の取消しを求めて、訴えを提起した。この訴えは認められるかを論じなさい。

以上

（問題紙）

以下のⅠおよびⅡに解答しなさい。

*解答の順序は問わないが、大問番号（ⅠまたはⅡ）および設問番号を明記すること。

*解答紙は、大問ごとに分けて用いること。

Ⅰ 以下の文章を読んで、設問に答えなさい。

AとBは、夫婦である。Aは、商店を営んでいたが、資金繰りに窮しており、知人である不動産業者Cから金銭を借りるなどしていた。2024年1月、Aは、さらなる資金獲得のため、B名義であった土地建物（以下「本件土地建物」という。）について、Bの代理人としてCとの間でBに無断で売買契約を締結し、登記手続を終えた。本件土地建物は、BがAとの婚姻前から所有していたものであった。また、Cは、本件土地建物の売買契約について、契約当時、AがBに無断で行っていたことを知らなかった。

2024年7月、AとBは離婚した。Bは本件土地建物に住むつもりで準備をすすめていたところ、AがBに無断で本件土地建物をCに売却していたことを知った。

Bは、Aに本件土地建物の売却を依頼したことはないとして、Cに対して上記登記の抹消登記手続を求めた。

〔設問〕 Bの請求は認められるか、予想されるCからの反論をふまえて論じなさい。

Ⅱ 以下の文章を読んで、設問に答えなさい。

Yは自己所有土地上に建物を建築する目的で、建設業者Aと請負契約（以下「本件元請契約」という。）を締結した。ところが、AはYに承諾を得ることなく、本件工事を別の建設業者Xに一括して請け負わせる契約（以下「本件下請契約」という。）を締結した。Xは工事に必要な材料を自ら供出して本件工事を進めていた。しかし、Aが倒産したため、Yは本件元請契約を解除し、Xも工事を中止した。なお、本件元請契約には、「注文者は工事中でも契約を解除することができ、その場合の工事の出来形部分の所有権は注文者に帰属する」旨の条項があったが、本件下請契約には同様の条項は存在していなかった。この時点でXの工事は全体の3割程度完成していたが、いまだ独立した不動産とは言えないものであった（以下、X工事にかかる未完成建物部分を「本件出来形部分」という。）。また、Yは本件元請契約上の報酬として工事進捗に応じて総額の4割を支払っていたが、AからXへの支払いは一切なかった。

その後、Yは別の建設業者Bに残工事を請け負わせ、Bは本件出来形部分を完成建物（以下「本件建物」という。）にすると同時にこれをYに引き渡した。Yは本件建物につきY名義で所有権保存登記を具備したところ、本件建物の所有権がいずれに帰属するかについてXとYとの間で紛争が生じた。

〔設問〕 本件建物の所有権帰属について、Xの主張の根拠とそれに対して予想されるYの反論をふまえて論じなさい。

以上